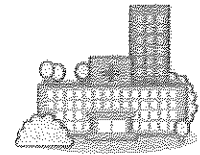


医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 8

一 相続による事業承継 一

遺留分の問題を避けるにはどうしたらよいか（その1）

遺留分の問題を解決しながら、医師である相続人に医療機関を相続させるにはどのようにしたらよいでしょうか。医師でない他の相続人に「遺留分の放棄」の手続をしてもらうのが抜本的な解決方法なのですが、遺留分の放棄には、他の相続人が納得して手続に協力してくれる必要があります。そのためには、被相続人自らが他の相続人を説得することになりますが、そのように相続人にお願いすること自体、被相続人にとって、心理的な負担であり、説得を躊躇することもあると思います。そこで、遺留分の放棄がない場合、どのようにすれば平穩に医師である相続人に医療機関を相続させることができるか、具体的な事例を挙げて検討したいと思います。

個人病院・診療所の場合

個人病院・診療所の場合には、医療機関を経営するのに不可欠な病院・診療所の土地建物といった施設、医療機器、医薬品などの資産と、設備資金や運転資金として金融機関から融資を受けた借入金、従業員に対する退職金などの負債を、医師である相続人だけに相続させる必要があります。他の相続人に対しては上記以外の資産を相続させることによって、遺留分を侵害しないような遺言ができればよいのですが、そのようにできない場合はどうすればよいでしょうか。個人病院・診療所の場合には、病院・診療所の土地の一部（共有持分の一部）を医師でない相続人に相続させることが考えられます。

[具体例]

被相続人には、医師である長男Aと医師とならなかった次男Bと長女Cの3人の子と配偶者がいたとします。その場合の子の遺留分を計算

すると次のようになります。

- ①配偶者の法定相続分＝2分の1
- ②それぞれの子の法定相続分
＝2分の1÷3＝6分の1
- ③配偶者の遺留分＝2分の1÷2＝4分の1
- ④それぞれの子の遺留分
＝6分の1÷2＝12分の1

配偶者には、遺留分の放棄などにより遺留分の問題は発生しないものとします。診療所の土地・建物の相続税評価額は、次のとおりとし、事例の説明上、負債は無いものとします。

- ①土地 6000万円
- ②建物 3000万円
- ③医療機器や医薬品・売掛金である
診療報酬等の合計額 3000万円

遺産の総額は1億2000万円となりますが、次男Bと長女Cの遺留分はそれぞれ12分の1なので、1億2000万円の12分の1である、1000万円が遺留分の額となります。上記の事例で、長男Aが診療所を経営できるようにしながら、次男Bと長女Cの遺留分を侵害しないように相続させるために土地の持分の6分の1を次男Bと長女Cに相続させます。長男Aは、後日次男Bと長女Cから、相続した後に土地の持分を買い取ることによって、全ての土地を手に入れることができます。診療所の敷地については、一部が他の相続人の持分であっても、診療所の経営には差し支えができません。そのことを利用して遺留分の問題を解決しようとするものですが、この場合でも、次男Bと長女Cが相続発生後時期をおかずに土地の持分の買い取りや土地の分割を請求した場合には、困難な問題が発生することとなります。遺言のなかで、そのようなことをしないようにと記述しておくこともよいと思います。